**【熊本県立鹿本農業高等学校鹿本町実習地①】**

|  |
| --- |
| **関係様式**１　県有地購入申込書（１号様式）役員一覧（１号様式別紙）２　県有地購入申込取下書（２号様式） |

**★熊本県立鹿本農業高等学校鹿本町実習地①専用の様式です。**

**１号様式**

令和　　年　　月　　日

　熊本県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申込者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　〒

氏　名　 　　　　　　　　　　　 印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

県　有　地　購　入　申　込　書

　　下記の県有地の購入を申し込みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物件番号 | 物　件　名 | 所　在　地 |
| ６ | 熊本県立鹿本農業高等学校鹿本町実習地① | 山鹿市鹿本町来民字録田２１９１番１ |

記

注１）県が買受者として決定した日から３０日以内に契約を締結していただけない場合は、申込みの効力を失うものとします。

注２）印鑑は、印鑑登録済みのものを使用してください。

注３）印鑑登録証明書を添付してください。

注４）法人の場合は、履歴事項全部証明書及び別紙「役員一覧」を添付してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受付印　　　　　　　　　　　受付番号

（法人の場合のみ提出）

**１号様式別紙**

役　員　一　覧

(　法人名 　　　 ）

令和　　年　　月　　日現在

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | 氏　名 | 住　　　所 | 生年月日 | 性別＊ |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（注）

・　履歴事項全部証明書に記載されている役員及び社会福祉法人法等で設立に関して規定された役員（理事、監事等）の全員を記載すること。

・　申込者が支店又は営業所である場合は、役員全員のほか支店又は営業所を代表する者を記載すること。

・　氏名には必ずふりがなを記入すること。

・　本書類の提出をもって、入札参加資格の確認（警察本部への情報提供等）で使用することに同意したこととします。

※　申請書等における性別記載欄については、県有地購入申込み資格の有無を判断するために必要です。（先着順随意契約要領第２条第１項第４号参照）

**２号様式**

令和　　年　　月　　日

　熊本県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申込者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　〒

氏　名　 　　　　　　　　　　　　 印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

県　有　地　購　入　申　込　取　下　書

下記の県有地の購入申し込みを取り下げます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物件番号 | 物　件　名 | 所　在　地 |
| ６ | 熊本県立鹿本農業高等学校鹿本町実習地① | 山鹿市鹿本町来民字録田２１９１番１ |

記

注１）印鑑は、印鑑登録済みのものを使用してください。

**買受者となった後に必要となるもの**

１　契約保証金 買受者の決定後、県の発行する納入通知書により、契約金額の１０％以上の額をお支払いください。契約保証金の納入を確認後、契約締結の手続きを行います。

なお、納入後は、領収書のコピーを県にお送りください。

２　農地法に基づく　　　先着順随意契約要領第５条に基づき、山鹿市農業委員会へ農地

　　許可書の写し　　　法に基づく許可申請手続きを行い、許可を受ける必要があります。

　　　　　　　　　　　　　　なお、当該許可書を受領しましたら、その写しを県にお送りください。

３　売買代金 契約金額と契約保証金の差額を、県の発行する納入通知書により、契約書に規定する期日までに、県の指定する金融機関にお支払いください。

なお、納入後は、領収書のコピーを県にお送りください。

４　収入印紙 **紙による契約を行う場合**は、契約締結時に、契約書に貼付する必要がありますので、契約金額に応じた収入印紙を１枚ご準備ください。収入印紙は郵便局で購入できます。

|  |  |
| --- | --- |
| 契　約　金　額 | 税　額 |
| ５０万円以下のもの | ２００円 |

５　登録免許税 課税標準額「固定資産税評価額（千円未満切捨）」に「税率」を乗じて百円未満を切捨てた額となります。

法務局で所有権移転登記手続きをするのに必要となりますので、納付書により金融機関、郵便局でお支払いください。

なお、納入後は、**領収書の原本**をお送りください。

（参　考）

**①不動産取得税**　→　土地・建物を購入したときにかかる税金

不動産を取得した人に課税される税金で、不動産を取得したときに１度だけかかります（評価額×税率　※軽減措置がある場合があります）。

**②固定資産税・都市計画税**　→　土地・建物の保有にかかる税金

不動産を所有しているときにかかる税金です。

■**問い合わせ先**

①不動産取得税

熊本県県北広域本部　総務部　課税課（０９６８－２５－４１２４）

②固定資産税

山鹿市　税務課固定資産税係（０９６８－４３－１１２０）